

## 鳥取県営ライフル射撃場管理業務委託仕様書

この仕様書は、鳥取県営ライフル射撃場の管理業務等を実施するための仕様を示すものである。指定管理者は、業務の遂行に当たり公の施設としての性格を十分認識し、日常又は定期的に必要な保守・点検業務を行い、快適な施設環境を作るとともに、各種機器類の性能を常に最良の状態に維持し、故障の予防、設備の恒久化に努めるものとする。

### I 管理業務に関する事項

#### 1 基本的事項

- (1) 公の施設であることを念頭において、公平な利用を確保しながら管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、管理運営経費の節減に努めること。
- (3) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- (4) 省エネルギーに努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。
- (5) 県と密接に連携を図りながら、管理運営を行うこと。

#### 2 施設の受付・案内等

- (1) 指定管理者は、利用者への応接、電話での問い合わせ等について、迅速かつ適切な対応を行うこと。
- (2) 施設の利用等について、利用者、住民等から苦情があった場合は、適切な対応をするとともに、その内容を県へ随時報告すること。

#### 3 施設利用の受付・許可等

##### (1) 施設利用の受付

ア 日曜日及び土曜日（1月及び2月を除く。）については、午前9時から午後3時まで常勤の職員を配置し、受付可能な体制を取ること。

また、上記以外の日については、電話での施設利用の受付を行うこと。

イ 利用者が利用している間は、必ず1名以上の者が立ち会うこと。

なお、立ち会う者は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の2第1項及び指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号）第6条の2第1項で規定する管理者（以下「管理者」という。）とする。

##### (2) Google Map等の管理について

各施設のホームページの管理にとどまらず、Google Map等一般県民等が利用をされることが想定されるツールについても最新情報となるように管理を行うこと。

##### (3) 利用の許可

ア 光線銃のみを使用する利用の場合を除き、銃砲刀剣類所持等取締法第4条又は第6条第1項に規定による許可を受けていない者に対しては、利用の許可をしないこと。

イ 利用の許可をする場合、利用しようとする者に対して、銃砲刀剣類所持等取締法第7条第1項に規定する許可書を提示させなければならない。

ウ 利用者に対して、銃砲刀剣類所持等取締法第7条第1項に規定する許可証の提示を求めることができる。

エ 鳥取県営ライフル射撃場の利用の許可に当たっては、利用申込書において、鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）に規定する行為の制限等の規定の遵守及び利用許可の制限に該当する利用でないことを誓約させるとともに、鳥取県警察本部への照会がなされる場合があることについて、利用申込書に明記するなどして周知すること。

##### (4) 指定管理者は、施設の利用に係る利用料金を徴収すること。

##### (5) 利用の許可、利用料金の徴収並びに返還方法については、指定管理者において定め、県

へあらかじめ提出すること。

(6) 前管理者が受けた利用申し込み等

ア 前管理者が受けた令和6年4月1日以降の利用申し込みは、指定管理者が誠意をもって引き継ぐこと。

イ アに係る前納の利用料金は、利用者が支払った時点の「管理者」へ支払われたものではなく、公の施設の利用の対価として支払われたものであるため、前納の利用料金がある場合は、指定管理者が、前管理者から徴収するものとする。

ウ 令和6年3月31日以前の利用に係る未納の利用料金については、施設の利用が行われた時点の管理者の未収金であり、前管理者が対応すること。

エ 令和6年4月1日以降に指定管理者が利用料金を値下げすることに伴い、前納の利用料金から「返還」が生じる場合は、利用者に対する有利な遡及であり、指定管理者はその差額を当該利用者へ返還すること。

ただし、指定管理者が利用料金の値上げすることに伴う追加徴収はできないこと。

オ 上記の取扱は、次期指定管理者への引継においても同様であること。

4 施設の貸出等

(1) 利用者が施設を利用する上で、必要な指導・助言を行うこと。

(2) 付属設備、備品の準備及び使用方法と注意事項の説明等を行うこと。

5 自動販売機等の設置

(1) 設置の報告

自動販売機等の設置については、利用者の利便性向上の一環として指定管理者の業務範囲とするものであること。

この場合においては、設置した自動販売機の設置業者、販売物等を業務報告書に記載し、県に報告すること。

(2) 留意事項

ア 設置に当たっては、ライフル射撃場の設置目的、防災面、設備機能等を考慮した上で設置すること。

イ 設置に当たっては、次の点を要件とする。

(ア) ビール、清酒等のアルコール類及びたばこは、販売しないこと。

(イ) 青少年に有害な書籍、玩具等は、販売しないこと。

(ウ) ゲーム機類は、設置しないこと。

ウ 自動販売機の設置を他の業者へ再委託する場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。

エ ウの再委託に当たっては、書面により契約を締結すること。この場合において、契約の終期は、指定管理者の管理期間の終期を限度とすること。

6 県が直接行う使用許可の範囲

指定管理者の業務範囲である利用許可以外の許可（行政財産の目的外使用許可）は、県がその許可事務を直接行うため、当該申請があれば速やかに県に連絡すること。

(例示)

(ア) 電気、水道、ガス事業等の用に供する線路等

(イ) 利用者の利便に供するもの以外のもの

7 県内発注

委託業務の実施に当たっては、対象経費、金額等にかかわらず県内事業者への発注に努めなければならないが、特に委託、工事を発注する場合は、原則として県内事業者へ発注すること。

なお、事業計画書に記載していない委託、工事を県外事業者に発注する必要が生じた場合は、あらかじめ県に協議して承認を受けること。

## 8 ライフル射撃競技の振興

ライフル射撃競技の普及振興に係る企画調整を実施すること。

## 9 障がい者が暮らしやすい社会づくりの推進

障がい者が暮らしやすい社会づくりに向けて、障がい者が利用しやすい施設運営に努めること。

## 10 障がい者又は高齢者の就労機会の確保

障がい者、高齢者（65歳以上）の就労機会の確保、拡大を図るため、以下の事項に留意すること。

- (1) 障がい者及び高齢者の直接雇用を努めることとし、事業計画書に障がい者及び高齢者の雇用計画を可能な範囲で記載すること。
- (2) 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達に努めることとし、事業計画書に障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への業務委託計画を可能な範囲で記載すること。

## 11 事故が発生した場合の報告及び公表

- (1) 指定管理の施設、設備等に関する事故が発生し、公表を行う場合は、個人情報保護や警察からの捜査上の要請、その他特別の事情がある場合を除き、原則として事故発生の情報について、できる限り速やかに実施すること。

なお、状況等により指定管理者が対応できない場合は、県の所管課が公表を行うことがある。

- (2) 指定管理者は、報告、公表について速やかな対応を行うため、非常時の連絡体制について、上位者への連絡が困難な場合の対応なども含めて点検を行い、適切な体制を整備すること。
- (3) 指定管理者は、事故等の発生時において、対応に疑義を生じた場合は速やかに所管課に報告し、その指示を仰ぐこと。

## 12 電力の調達

指定管理施設における電力調達については、今後3年間の電気料金の支払金額の見込み（予定価格）により、次のとおり対応するよう努めること。

ただし、予定価格が20万円に満たない場合はこの限りではない。

なお、この取扱いは、県の運用に準じて定めているものであり、一般競争入札の方法による電力調達が可能な場合においては、当該方法によって電力調達を行うことを妨げるものではないこと。

また、県内事業者への発注機会の増大や県産品の利用促進を図るため、電力調達の際は一般競争入札の参加資格要件に県内事業者であることを設定したり、随意契約時に県内事業者からも見積りを取るなど、積極的な発注に取り組むこと。

予定価格	電力調達の対応
160万円超	現在の契約期間が終了するまでに自動更新契約を行うことなく、一般電気事業者及び特定規模電気事業者を対象とした一般競争入札の方法により電力調達の契約を締結する。
160万円以下	随意契約の方法により契約できるが、原則として合い見積りの方法により電力調達の契約を締結する。

## 13 緊急時の対応

- (1) 指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応マニュアルを作成し、緊急事態の発生時には適確に対応すること。
- (2) 利用者、来場者の急な病気、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し、適

確に対応すること。

- (3) 次のいずれかに該当する場合には、鳥取県営ライフル射撃場の使用について県の指示に従わなければならない。

ア 地震等の災害、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）、感染症のまん延その他これらに類する状況への対処として、鳥取県営ライフル射撃場を閉館し、又は、住民の避難、救援若しくは災害対応のために使用する必要があると県が認めるとき。

イ 鳥取県営ライフル射撃場について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条の規定により県が避難施設として指定をしようとするとき。

ウ 鳥取県営ライフル射撃場について、南部町から、南部町地域防災計画に基づく住民の避難、救援又は災害対応に要する施設としての指定に係る同意の申し出があったとき。

- (4) (3) の県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び指定管理者が協議の上、決定する。

- (5) 地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民の安全の確保のために鳥取県営ライフル射撃場を閉館する必要があると県が認めるときは、速やかに当該施設を閉館すること。

#### 1.4 J-A L E R T（全国瞬時警報システム）の取扱い

- (1) 県は、緊急地震速報等を活用して施設利用者や職員の安全確保、地震被害等の軽減を図ることを目的としてJ-A L E R Tを設置しており、指定管理者は、同システムが有効に活用されるよう理解を深め、適切に管理運用し、施設利用者の安全確保に努めること。

- (2) 指定管理者は次のとおり維持運用を行うこと。

ア 速報発表時にとるべき行動を緊急時の対応要領に盛り込み、従業員に対して周知に努めること。

イ J-A L E R Tを利用した操作訓練や避難訓練等の実施に努めること。

#### 1.5 組織及び人員配置

- (1) 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保すること。

- (2) 職員の体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものとする。

- (3) 利用者が利用時間中はいつでも利用料金の収受ができるよう、会計事務に精通し、適切かつ迅速な利用料金の収受と、収受した利用料金の適切な管理を行うことができる者を配置すること。

- (4) 指定管理者の業務の執行及び財産の状況の監査を職務とする理事以外の役員の職にある2人以上（役職に準ずる職にある者を含む。）の者に、次に掲げる職務を行わせるものとする。

ア 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産及び業務の執行に係る状況を監査すること。

イ 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為（これらに相当するものを含む。）に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、指定管理者の総会等及び知事等へ報告すること。

ウ イの報告をするために必要があると認めるときは、指定管理者の総会等の招集を請求し、又はこれを招集すること。

- (5) 法人その他の団体の管理者の資格

管理者を配置して、直接に管理を行わせること。

- (6) A E D（自動体外式除細動器）の取扱い

ア 県は、施設利用者等が突然の心停止に陥った場合の救命活動が円滑に行われることを

目的としてAEDを配置しており、指定管理者は、職員又は非医療従事者が常時使用できるよう管理を行うこと。

イ 指定管理者は次のとおり維持管理を行うこと。

(ア) AEDを常時使用できるよう最低年1回定期点検すること。

(イ) AEDを使用した後においては、次回以降使用できるか否か点検すること。

ウ 指定管理者は、AEDを使用するための講習会を受講した職員を1名以上配置すること。

## 1.6 収支状況の管理

### (1) 試算表の作成

毎月の収入支出の状況を明らかにする試算表を毎月作成すること。

### (2) 収支帳簿の作成及び証憑書類の整理・保存

収入支出に係る帳簿を作成するとともに、証憑書類を整理し、5年間保存すること。

## 1.7 事業計画書及び報告書の提出

### (1) 事業計画書の提出

指定管理者は毎年2月末までに当該年度の翌年度の事業計画書を県に提出し、その承認を受けること。

### (2) 業務報告書の提出

事業の実施状況について、次の内容の月報を作成し、その翌月15日までに県へ報告すること。

ア 利用者数、利用料金及び減免の実績

イ 利用促進策の実施状況

ウ 収支状況

エ 再委託・工事発注の状況

オ 管理体制

カ 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況

キ 会計事務に関する指定管理者自身による内部検査結果

ク その他、必要な事項

### (3) 事業報告書の提出

以下の内容を作成し、毎年度終了後30日以内に、事業報告書を県へ提出すること。なお、必要に応じ、次の内容以外について報告を求めることがある。

ア 管理運営の体制（職員に係る雇用条件、労働状況を含む。）

イ 管理の業務の実施状況

ウ 利用者数の実績

エ 利用料金の収入の状況

オ 管理に係る経費の収支状況

## 1.8 指定期間終了後の引継業務

指定管理者は、指定期間終了、指定の取消等により、次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。

## 1.9 ネーミングライツの取扱い（※ネーミングライツを導入していない施設）

鳥取県総務部デジタル・行財政改革局行財政改革推進課では県有施設の知名度向上や運営財源の確保等を目的として、施設の愛称を命名する権利（ネーミングライツ）を取得する法人を募集することとしており、鳥取県営ライフル射撃場において新たなネーミングライツが導入されたときは、県、施設命名権者及び指定管理者の3者で締結するネーミングライツ契約書に基づく業務の実施に協力すること。

## II 保守管理に関する事項

指定管理者が行う特記すべき最低限の保守管理業務は次のとおり。

### 1 清掃（別添1-1「清掃作業仕様書」のとおり）

#### (1) 日常清掃

1日単位の短い周期で日常的に行う清掃

#### (2) 定期清掃

週・月又は年単位の周期で定期的に行う清掃。

### 2 除雪作業

積雪により利用者が駐車場及びスロープが利用できない時など、必要に応じて除雪作業を行うこと。

### 3 喫煙スペース

喫煙できるスペースは、建物外に灰皿を設置している場所のみとする。

なお、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、受動喫煙の防止に努めること。

### 4 警備

#### (1) 火災に対する適切な対応を図ること。

ア 火災を発見した時の通報及び消火活動その他の処置

イ 消防署又は指定する緊急連絡者への通報及び連絡

#### (2) 防犯に対する適切な対応を図ること。

人的警備（開館時）と機械警備システムを利用して24時間警備（休館日を含む）を行うこと。

ア 警備委託（別添2「鳥取県営ライフル射撃場警備請負業務委託仕様書」のとおり）

イ 侵入者等の潜伏・徘徊を発見した時の処置

ウ 警察署又は指定する緊急連絡者への通報及び連絡

#### (3) 休館日及び閉館時間においても適切な対応を図ること。

### 5 保険

公益財団法人日本体育施設協会が取りまとめている「スポーツファシリティーズ保険」への加入は指定管理者が行うこと。

なお、以下に現行の保険内容を示すが、同等以上の条件の保険に加入すること。

#### (1) 施設所有（管理）者賠償責任保険

ア 対人1億円／1事故3億円

イ 対物1事故1億円

ウ 人格権侵害50万円／1事故1千万円

#### (2) スポーツ災害補償保険（被災者1名につき）

ア 死亡・後遺障害補償保険金額 200万円

イ 医療保障保険金 日額2,500円

※令和4年度保険料実績1,250円

### 6 備品の管理

#### (1) 指定管理者は、施設の運営に支障を来さないよう、備品の維持管理を適切に行い、必要な修繕は速やかに行うこと。

#### (2) 指定管理者は、県の所有に帰属する備品が不用となった場合には、県に返還すること。

#### (3) (2)により備品の数量等に異動があった場合及び県が新たに備品を貸与した場合は、県が提示した備品台帳により整理すること。

#### (4) 県が貸与した備品及び県が指定管理料による購入を指示した備品は県の所有に帰属し、

指定管理者の判断により購入した備品は、指定管理者の所有に帰属するものであること。  
※ 備品とは、性質、形状を変えることなく長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期間にわたって保存しようとする物品のうち、10万円以上の物品をいう。

#### 7 関係書類の整備

保守管理に当たっては、業務日誌、作業記録などの業務関係書類を作成し、指定期間終了後5年間は保管するものとする。

## ○鳥取県営ライフル射撃場の利用料金

平成31年3月29日  
鳥取県告示第177号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第24号)第11条第2項の規定に基づき、鳥取県営ライフル射撃場の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年鳥取県告示第188号(鳥取県営ライフル射撃場の利用料金について)は、平成31年3月31日限り廃止する。

## 1 利用料金

区分	金額	
	専用利用	一般利用
スモールボア・ライフル射撃場	1時間につき 2,800円	1人1時間につき 130円
エア・ライフル射撃場 ビーム・ライフル射撃場	1時間につき 1,390円	1人1時間につき 70円

## 備考

利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

## 2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 平成31年3月26日
- (2) 適用開始年月日 平成31年4月1日



## 利用料金の減免基準（ライフル射撃場）

使用料の減免については、次に定めるところによる。

- (1) 障がい者及びその介護者が一般利用するとき。（鳥取県ライフル射撃協会（以下「協会」という）の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る。）

減免率 10/10

- (2) 生徒または学生が利用（専用利用するに当たっては、利用日6日前から利用日までの間における申し込みの者に限る）をするとき。（協会の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る。）

減免率 10/10

- (3) 70歳以上の者が一般利用するとき。（協会の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る。）

減免率 10/10

- (4) 要介護者及びその介護者が一般利用するとき。（協会の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る。）

減免率 10/10

- (5) 難病患者及びその介護者が一般利用するとき。（協会の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る。）

減免率 10/10

## 施設の概要（ライフル射撃場）

## ○開館時間の考え方と設定内容

休館日を除き午前9時より午後8時まで

## ○休館日

毎週月曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

## ○施設について

名 称	鳥取県営ライフル射撃場
所 在 地	西伯郡南部町猪小路806番地
設置目的	スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため。
構 造	管理棟 木造平屋建 スモールボア・ライフル射撃場 鉄骨造平屋建 エア・ライフル射撃場 鉄骨造平屋建
敷地面積	13,036平方メートル
床面積	管理棟 120.00平方メートル (事務室、銃器手入れ室兼器具室、煮沸室、手洗い所) スモールボア・ライフル射撃場 379.04平方メートル エア・ライフル射撃場 336.64平方メートル
開 館	昭和57年7月
主な施設内容	スモールボア・ライフル射撃場 26射座 ※ 原則、ライフル銃（口径5.6mmのへり打ちのものに限る。）使用可。 エア・ライフル射撃場 26射座 ※ 空気銃又は光線銃使用可。 駐車場 第1駐車場 4,049平方メートル 第2駐車場 1,764平方メートル

【資料4】令和4年度施設の利用者数及び収入状況

2 利用者の利用状況

月	S B射場			A R射場			B R射場			合 計		
	利用 件数	利用 者数	利用 時間	利用 件数	利用 者数	利用 時間	利用 件数	利用 者数	利用 時間	利用 件数	利用 者数	利用 時間
4	5	6	9	6	13	26	5	18	37	16	37	72
5	4	10	17	15	67	97	11	110	102	30	187	216
6	6	6	10	19	71	109	9	53	59	34	130	178
7	4	7	8	20	75	124	8	29	39	32	111	171
8	1	1	1	9	13	43	4	9	40	14	23	84
9	3	5	8	7	22	15	6	28	36	16	55	59
10	4	4	8	14	50	79	10	71	70	28	125	157
11	7	9	20	6	17	27	6	31	51	19	57	98
12	2	7	14	6	19	36	3	24	41	11	50	91
1	4	5	9	7	11	20	4	15	26	15	31	55
2	2	2	3	12	15	30	5	12	23	19	29	56
3	3	4	6	17	35	71	4	24	42	24	63	119
年計	45	66	113	138	408	677	75	424	566	258	898	1356

3 利用料金の収入実績

月	S B射場			A R射場			B R射場			合 計		
	料金	減免額	収入	料金	減免額	収入	料金	減免額	収入	料金	減免額	収入
4	1,170	0	1,170	1,820	1,260	560	2,590	2,590	0	5,580	3,850	1,730
5	2,210	0	2,210	22,630	21,510	1,120	25,620	25,620	0	50,460	47,130	3,330
6	1,300	0	1,300	14,230	6,720	7,510	10,730	3,780	6,950	26,260	10,500	15,760
7	6,380	0	6,380	15,280	7,770	7,510	14,610	2,100	12,510	36,270	9,870	26,400
8	130	0	130	3,010	2,240	770	2,800	2,800	0	5,940	5,040	900
9	1,040	0	1,040	7,650	280	7,370	9,120	2,170	6,950	17,810	2,450	15,360
10	1,040	0	1,040	12,130	11,640	490	14,140	14,140	0	27,310	25,780	1,530
11	2,600	0	2,600	1,890	1,470	420	3,570	3,430	140	8,060	4,900	3,160
12	1,820	0	1,820	2,520	1,960	560	2,870	2,730	140	7,210	4,690	2,520
1	1,170	0	1,170	1,400	1,260	140	1,820	1,820	0	4,390	3,080	1,310
2	390	0	390	2,100	1,960	140	1,610	1,610	0	4,100	3,570	530
3	780	0	780	4,970	4,200	770	2,940	2,940	0	8,690	7,140	1,550
年計	20,030	0	20,030	89,630	62,270	27,360	92,420	65,730	26,690	202,080	128,000	74,080

【資料5】令和4年度収支状況

4 施設の管理に係る収支状況

	収 入			支 出		
	射場使用料	県スポーツ課 利息その他	収入合計	射場管理費 (光熱水費)	その他 (射場管理雑費)	支出合計
令和 4年4月	1,730	440,000	441,730	9,878	24,772	34,650
5月	3,330	0	3,330	10,607	53,667	64,274
6月	15,760	0	15,760	11,100	283,956	295,056
7月	26,400	192,000	218,400	12,424	54,201	66,625
8月	900	12,001	12,901	12,844	34,083	46,927
9月	15,360	0	15,360	11,645	75,780	87,425
10月	1,530	192,000	193,530	12,115	29,139	41,254
11月	3,160	0	3,160	11,928	89,529	101,457
12月	2,520	0	2,520	12,155	66,935	79,090
令和 5年1月	1,310	192,000	193,310	13,443	43,578	57,021
2月	530	4,001	4,531	10,492	118,447	128,939
3月	1,550	75,124	76,674	11,271	167,217	178,488
	74,080	1,107,126	1,181,206	139,902	1,041,304	1,181,206

収入

鳥取県(管理委託料)	1,079,000
射場使用料	74,080
その他	28,124
貯金利息	2
合 計	1,181,206

支出

光熱水費	139,902
人件費	407,000
施設維持費	510,559
修繕費	104,967
その他経費	18,778
合 計	1,181,206

収支残高 (次年度繰越金)

0 円

5 その他

ライフル射撃協会会員による草刈や清掃、射撃場内整備及び周辺環境の改善を実施。  
定期的な射撃場内(施設、備品等)及び射撃場周辺の点検。  
異常気象時の施設点検を実施。

## ○鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例

昭和39年3月30日  
鳥取県条例第24号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

## 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県営社会体育施設の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(平17条例62・一部改正)

(設置)

第2条 スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、鳥取県営社会体育施設(以下「社会体育施設」という。)を次のとおり設置する。

名称	位置
鳥取県立武道館	米子市
鳥取県営鳥取屋内プール	鳥取市
鳥取県営東山水泳場	米子市
鳥取県営ライフル射撃場	西伯郡南部町

(昭44条例31・昭46条例18・昭49条例45・昭54条例21・昭55条例17・昭56条例31・昭57条例24・昭58条例27・昭61条例24・平11条例42・平12条例43・平16条例33・平17条例62・平17条例91・平25条例47・平27条例13・一部改正)

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、社会体育施設に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1) 社会体育施設の施設設備の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、社会体育施設の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(平17条例62・追加、平17条例91・平26条例10・一部改正)

第4条 削除

(平30条例19)

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第4条繰下・一部改正、平20条例8・平26条例10・一部改正)

(開館時間及び休館日)

第6条 社会体育施設の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 社会体育施設の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第5条繰下、平26条例10・一部改正)

(利用の許可)

第7条 社会体育施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 社会体育施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、社会体育施設の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、社会体育施設の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(平17条例62・旧第3条繰下・一部改正、平17条例91・旧第6条繰下・一部改正、平26条例10・一部改正)

(行為の制限等)

第8条 社会体育施設においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 社会体育施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、社会体育施設への入館を拒み、又は社会体育施設からの退去を命ずることができる。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第7条繰下・一部改正、平26条例10・一部改正)

(措置命令)

第9条 指定管理者は、社会体育施設の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第8条繰下)

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、社会体育施設の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第9条繰下、平26条例10・一部改正)

(利用料金)

第11条 社会体育施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(平17条例62・追加)

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(平17条例62・追加)

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、社会体育施設の管理に関する事項は、規則で定める。

(昭41条例23・旧第4条繰下、昭46条例18・旧第5条繰下、平17条例62・旧第6条繰下・一部改正、平17条例91・旧第14条繰上・一部改正、平26条例10・一部改正)

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和41年条例第23号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和41年規則第25号で昭和41年7月1日から施行)

附 則(昭和44年条例第31号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和44年規則第45号で昭和44年8月1日から施行)

附 則(昭和46年条例第18号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和46年規則第51号で昭和46年6月15日から施行)

附 則(昭和46年条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年条例第19号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年条例第16号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年条例第21号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第17号)

この条例中第2条及び第5条の改正規定のうち鳥取県営プールに関する部分は昭和55年4月1日から、その他の改正規定は同年9月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年条例第24号)

この条例は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第27号)

この条例は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則(昭和59年条例第11号)抄

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年条例第14号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第6号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第11号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(2) 第32条中鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第5条の表の改正規定及び第33条中鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例第6条の改正規定 平成11年4月1日

附 則(平成11年条例第11号)抄

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第42号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第43号)

この条例中第1条の規定は平成12年9月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第34号)抄

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第39号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第36号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第27号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第33号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第43号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第62号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

附 則(平成17年条例第91号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による鳥取県立武道館の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

附 則(平成18年条例第53号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせることとした同項に規定する指定管理者の管理の期間については、なお従前の例による。

附 則(平成25年条例第47号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成27年規則第45号で平成27年11月1日から施行)

(経過措置)

- 2 平成26年4月1日からこの条例の施行の日の前日まで鳥取県営米子屋内プールの鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第3条に規定する業務を行う者については、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第4条第1項及び第5条の規定によらず、教育委員会がその候補者を選定するものとする。

附 則(平成26年条例第10号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(平成27年規則第46号で平成27年11月1日から施行)

(経過措置)

- 2 鳥取県営東山水泳場に係る鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第3条に規定する業務を行う者(以下「指定管理者」という。)の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

- 3 この条例の施行前においては、知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第6条第1項第1号及び第3号の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、鳥取県営東山水泳場の指定管理者の候補者を選定するものとする。

- 4 この条例の施行前に指定を受けた鳥取県営東山水泳場の指定管理者が鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第3条に規定する業務を行う期間は、同条例第5条の規定にかかわらず、この条例の施



行の日から平成29年3月31日までとする。

附 則(平成30年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

## ○鳥取県営ライフル射撃場管理規則

平成26年3月28日  
鳥取県規則第12号

鳥取県営ライフル射撃場管理規則をここに公布する。

## 鳥取県営ライフル射撃場管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第24号。以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取県営ライフル射撃場(以下「射撃場」という。)の管理に関する事項を定めるものとする。

(利用の許可)

第2条 条例第7条第1項の許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、射撃場において射撃を行う者(光線銃のみを使用する者を除く。以下同じ。)が交付を受けた銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。)第7条第1項の許可証を指定管理者(条例第3条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に提示しなければならない。ただし、射撃場を専用利用する場合は、次に掲げる事項を記載した書類の提出に代えることができる。

(1) 射撃場において射撃を行う者の住所及び氏名

(2) 銃刀法第4条又は第6条の規定による許可の番号、年月日及び有効期間並びに銃の種類及び番号

2 指定管理者は、前項の規定に違反する者には、利用許可をしない。

(使用する銃の制限)

第3条 スモールボア・ライフル射撃場においてはライフル銃(口径5.6ミリメートルのへり打ちのものに限る。)以外の種類の銃を、エア・ライフル射撃場においては空気銃及び光線銃以外の種類の銃を使用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に認めるときは、スモールボア・ライフル射撃場において空気銃を使用することができる。

(許可証の携帯等)

第4条 射撃場において射撃を行う者は、銃刀法第7条第1項の許可証を携帯し、指定管理者又はその職員の請求があるときは、これを提示しなければならない。

## 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

【資料8】貸付物品一覧表

	備品番号	品名	銘柄、規格等	取得年月日	取得金額	耐用年数	貸付先
726	35600600	テント	ヌリタB型ミオ	19820330	115,500	15	鳥取県ライフル射撃協会
727	35600601	テント	ヌリタB型ミオ	19820330	115,500	15	鳥取県ライフル射撃協会
728	35600607	服装検査ゲージ	クロイプリン専用ケース入り	19820330	75,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
729	41205002	エアライフル電動式標的交換機	オーストリア・リカ社製	20000522	56,700	3	鳥取県ライフル射撃協会
730	41205003	エアライフル電動式標的交換機	オーストリア・リカ社製	20000522	56,700	3	鳥取県ライフル射撃協会
731	41205004	エアライフル電動式標的交換機	オーストリア・リカ社製	20000522	56,700	3	鳥取県ライフル射撃協会
732	41205005	エアライフル電動式標的交換機	オーストリア・リカ社製	20000522	56,700	3	鳥取県ライフル射撃協会
733	41205006	エアライフル電動式標的交換機	オーストリア・リカ社製	20000522	56,700	3	鳥取県ライフル射撃協会
734	41205007	エアライフル電動式標的交換機	オーストリア・リカ社製	20000522	56,700	3	鳥取県ライフル射撃協会
735	41205008	エアライフル電動式標的交換機	オーストリア・リカ社製	20000522	56,700	3	鳥取県ライフル射撃協会
736	41205009	エアライフル電動式標的交換機	オーストリア・リカ社製	20000522	56,700	3	鳥取県ライフル射撃協会
737	41205010	エアライフル電動式標的交換機	オーストリア・リカ社製	20000522	56,700	3	鳥取県ライフル射撃協会
738	41205011	エアライフル電動式標的交換機	オーストリア・リカ社製	20000522	56,700	3	鳥取県ライフル射撃協会
739	41401564	ビーム・ライフルターゲット	MT-201	20020717	262,500	3	鳥取県ライフル射撃協会
740	41401565	ビーム・ライフルターゲット	MT-201	20020717	262,500	3	鳥取県ライフル射撃協会
741	41401566	ビーム・ライフルディスプレイ	MD-201	20020717	231,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
742	41401567	ビーム・ライフルディスプレイ	MD-201	20020717	231,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
743	41402648	ビームライフル	MR-201 ハードケース	20020820	197,400	8	鳥取県ライフル射撃協会
744	41402649	ビームライフル	MR-201 ハードケース	20020820	197,400	8	鳥取県ライフル射撃協会
745	41402931	ビームライフル用プリンター	M-85	20020326	168,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
746	41402932	ビームライフル用プリンター	M-85	20020326	168,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
747	41604041	物置型更衣室	日拓 ミニハウスエクセル	20050331	374,850	8	鳥取県ライフル射撃協会
748	41604042	物置型更衣室	日拓 ミニハウスエクセル	20050331	374,850	8	鳥取県ライフル射撃協会
749	41900546	射撃分析装置用ノート型コンピュータ	FUJITSU FMVXNOK51 MS Office Personal Edition2003光学マウス	20070801	149,100	6	鳥取県ライフル射撃協会
750	41900642	射撃分析装置	ノプテルST-2000スポーツ・(USB)	20070821	522,900	3	鳥取県ライフル射撃協会
751	41902774	デジタルスポーツライフル	ワルサーLG300XT Jr. モデル	20080303	260,400	3	鳥取県ライフル射撃協会
752	41902775	デジタルターゲット	DSS-T1	20080303	281,400	3	鳥取県ライフル射撃協会
753	41902780	デジタルスポーツライフル用ノート型コンピュータ	FUJITSU FMVXNOK51	20080311	109,200	6	鳥取県ライフル射撃協会
754	42000679	ビームライフルターゲット装置	MT-201、MD-201、MP-201	20080910	661,500	3	鳥取県ライフル射撃協会
755	42102546	ノート型コンピュータ	NEC PC-VY25AAN59LR8LUZZZ マウス エレコム M-M2URWH/RS	20100212	92,715	6	鳥取県ライフル射撃協会
756	42102547	ノート型コンピュータ	NEC PC-VY25AAN59LR8LUZZZ マウス エレコム M-M2URWH/RS	20100212	92,715	6	鳥取県ライフル射撃協会
757	42102548	ノート型コンピュータ	NEC PC-VY25AAN59LR8LUZZZ マウス エレコム M-M2URWH/RS	20100212	92,715	6	鳥取県ライフル射撃協会
758	42102552	デジタルスポーツピストル	ステイヤー LP10 シミュレーター	20100210	194,985	3	鳥取県ライフル射撃協会
759	42102553	デジタルスポーツピストル	ステイヤー LP10 シミュレーター	20100210	194,985	3	鳥取県ライフル射撃協会
760	42102554	デジタルスポーツピストル	ステイヤー LP10 シミュレーター	20100210	194,985	3	鳥取県ライフル射撃協会
761	42102556	デジタルターゲット	NEC DigitalTerget DS-T1	20100210	281,400	3	鳥取県ライフル射撃協会
762	42102557	デジタルターゲット	NEC DigitalTerget DS-T1	20100210	281,400	3	鳥取県ライフル射撃協会
763	42102558	デジタルターゲット	NEC DigitalTerget DS-T1	20100210	281,400	3	鳥取県ライフル射撃協会
764	42104284	教習用ライフル銃	単身ポルト式 公称口径5.6mm 銃番号153885X	20100301	250,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
765	42600658	AED(自動体外式除細動器)	フィリップスエレクトロニクスジャパン ハートスタートHS-1 仕様書どおり	20140919	141,480	8	鳥取県ライフル射撃協会
766	42601134	ルームエアコン	三菱電機 MSZ-AXV284	20141205	91,800	8	鳥取県ライフル射撃協会
767	42601247	スモールボアライフル射撃用電動紙標的交換機	(有)サワダ鉄工所 50m標的射撃競技用電動紙標的交換機	20141225	432,000	8	鳥取県ライフル射撃協会
768	42601248	スモールボアライフル射撃用電動紙標的交換機	(有)サワダ鉄工所 50m標的射撃競技用電動紙標的交換機	20141225	432,000	8	鳥取県ライフル射撃協会
769	42601249	スモールボアライフル射撃用電動紙標的交換機	(有)サワダ鉄工所 50m標的射撃競技用電動紙標的交換機	20141225	432,000	8	鳥取県ライフル射撃協会
770	42601250	スモールボアライフル射撃用電動紙標的交換機	(有)サワダ鉄工所 50m標的射撃競技用電動紙標的交換機	20141225	432,000	8	鳥取県ライフル射撃協会
771	42601251	スモールボアライフル射撃用電動紙標的交換機	(有)サワダ鉄工所 50m標的射撃競技用電動紙標的交換機	20141225	432,000	8	鳥取県ライフル射撃協会
772	42601252	スモールボアライフル射撃用電動紙標的交換機	(有)サワダ鉄工所 50m標的射撃競技用電動紙標的交換機	20141225	432,000	8	鳥取県ライフル射撃協会

773	42601253	スモールボアライフル射撃用電動紙標の交換機	(有)サワダ鉄工所 50m標的射撃競技用電動紙標の交換機	20141225	432,000	8	鳥取県ライフル射撃協会
774	42601254	スモールボアライフル射撃用電動紙標の交換機	(有)サワダ鉄工所 50m標的射撃競技用電動紙標の交換機	20141225	432,000	8	鳥取県ライフル射撃協会
775	42601255	スモールボアライフル射撃用電動紙標の交換機	(有)サワダ鉄工所 50m標的射撃競技用電動紙標の交換機	20141225	432,000	8	鳥取県ライフル射撃協会
776	42601256	スモールボアライフル射撃用電動紙標の交換機	(有)サワダ鉄工所 50m標的射撃競技用電動紙標の交換機	20141225	432,000	8	鳥取県ライフル射撃協会
777	50002774	ビームピストル	興東電子(株)BP-217	20181225	105,840	8	鳥取県ライフル射撃協会
778	50002775	ビームピストル	興東電子(株)BP-217	20181225	105,840	8	鳥取県ライフル射撃協会
779	50002776	ビームピストル	興東電子(株)BP-217	20181225	105,840	8	鳥取県ライフル射撃協会
780	50002777	ビームピストル	興東電子(株)BP-217	20181225	105,840	8	鳥取県ライフル射撃協会
781	50002778	ビームピストル	興東電子(株)BP-217	20181225	105,840	8	鳥取県ライフル射撃協会
782	42702267	ビームライフル銃	仕様書のとおり	2016322	243,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
783	42702268	ビームライフル銃	仕様書のとおり	2016322	243,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
784	42702269	ビームライフル銃	仕様書のとおり	2016322	243,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
785	50002779	ビームピストル標的装置セット	興東電子(株)BPT-216	20181225	63,720	8	鳥取県ライフル射撃協会
786	50002780	ビームピストル標的装置セット	興東電子(株)BPT-216	20181225	63,720	8	鳥取県ライフル射撃協会
787	50002781	ビームピストル標的装置セット	興東電子(株)BPT-216	20181225	63,720	8	鳥取県ライフル射撃協会
788	50002782	ビームピストル標的装置セット	興東電子(株)BPT-216	20181225	63,720	8	鳥取県ライフル射撃協会
789	50002783	ビームピストル標的装置セット	興東電子(株)BPT-216	20181225	63,720	8	鳥取県ライフル射撃協会
790	50006132	ビームライフルターゲット装置	MT-201	20200721	286,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
791	50006133	ビームライフルターゲット装置	MT-201	20200721	286,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
792	50006134	ビームライフルターゲット装置	MT-201	20200721	286,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
793	50006135	ビームライフルターゲット装置	MT-201	20200721	286,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
794	50006136	ビームライフルターゲット装置	MT-201	20200721	286,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
795	50006137	ビームライフルディスプレイ装置	MD-201L	20200721	253,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
796	50006138	ビームライフルディスプレイ装置	MD-201L	20200721	253,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
797	50006139	ビームライフルディスプレイ装置	MD-201L	20200721	253,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
798	50006140	ビームライフルディスプレイ装置	MD-201L	20200721	253,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
799	50006141	ビームライフルディスプレイ装置	MD-201L	20200721	253,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
800	50006142	ビームライフルプリンター装置	MP-216	20200721	187,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
801	50006143	ビームライフルプリンター装置	MP-216	20200721	187,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
802	50006144	ビームライフルプリンター装置	MP-216	20200721	187,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
803	50006145	ビームライフルプリンター装置	MP-216	20200721	187,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
804	50006146	ビームライフルプリンター装置	MP-216	20200721	187,000	3	鳥取県ライフル射撃協会
805	50008878	自走斜面草刈機	株式会社オーレック スパイダーモアー SP852AF	20221003	204,600	3	鳥取県ライフル射撃協会

## 鳥取県営ライフル射撃場清掃作業仕様書

この仕様は、清掃業務の概要を示すものであり、本書に記載がなくても、鳥取県が美観の保持又は建物の管理上必要と認めた軽微な作業は、契約金額の範囲内で指定管理者はこれを行うものとする。（以下、鳥取県を「甲」といい、指定管理者を「乙」という。）

## 1 清掃業務範囲

清掃業務の対象建物及び区域は、管理棟、スモールボア・ライフル射撃場、エア・ライフル射撃場の敷地内とする。ただし、管理上の都合により、その一部を変更する場合がある。

## 2 清掃業務基準仕様

## (1) 清掃業務概要

## ア 日常清掃

1日単位の短い周期で日常的に行う清掃

## イ 定期清掃

週・月又は年単位の周期で定期的に行う清掃

## (2) 清掃業務内容

別紙「清掃業務の留意点」に留意しながら業務を行うこと。ただし、著しい汚れが生じた場合は、清掃が不十分な場合等、甲から特段の指示があった場合は、清掃を実施するものとする。また、清掃場所ごとの清掃内容は乙が提出する別添1-2「清掃作業表」において提案された内容のとおりとする。

## (3) 清掃業務時間

清掃業務を行う時間に制限は定めないが、来園者並びに乙の業務への影響が最小限となるよう作業を行うこと。

## (4) 使用材料

ア 清掃業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は厳重に管理を行うこと。

イ 清掃業務に使用する清掃用具、洗剤等の資材やトイレトペーパー類の衛生消耗品等は、品質保証（JISマーク商品等）のあるものを、乙の負担で用意すること。

## 3 清掃業務にあたって留意すべき事項

(1) 来館者並びに建物、工作物、器具、備品等にき損を発見したとき、又は損害を与えたときは、直ちに甲に報告しその指示を受けること。

(2) 甲の業務に支障を与えないこと。

(3) じんあいを飛散させないこと。

(4) 火気には特に留意し、引火性物質は努めて使用しないこと。

(5) 不衛生な処置はとらないこと。

## 清掃業務の留意点

清掃作業は手作業に代わる作業方法での実施が可能であれば、その方法も可とする。

## 1 日常清掃

作業項目		作業の留意点
1	床清掃	・床仕上げに応じた適切な方法により埃、ゴミ、汚れがないようにすること。
2	ゴミ収集	・発注者が指定する箇所のゴミを収集すること。不燃物、可燃物は鳥取市の定められた方法により分別を行い、所定の日に搬出すること。
3	WC（洗面台、鏡、衛生陶器を含む）の清掃	・衛生陶器類は適切な方法により見た目に清潔な状態に保つこと。また、臭いが滞留しないよう配慮すること。 ・トイレットペーパー等の衛生消耗品は常に補充されている状態とすること。 ・洗面台は水垢の付着や汚れがない状態に保つこと。鏡はシミ、汚れがない状態に保つこと。
4	扉・壁・手すり等の清掃	・扉・壁は内部、外部とも汚れがない状態に保つこと。 ・手すりは水拭き又は適正洗剤を用いて拭くこと。
5	建物外周及び駐車場	・建物周辺及び駐車場の落ち葉やゴミをほうき等により拾い掃きするとともに、堆積する顕著な土砂等を除去すること。

## 2 定期清掃

作業項目		作業の留意点
1	敷地内	草刈り等の実施

【別添1-2】鳥取県営ライフル射撃場清掃作業表

施設名	日常清掃		定期清掃	
	清掃内容	清掃回数（例：○/日）	清掃内容	清掃回数（例：○/年）
管理棟				
スモールポア・ライフル射撃場				
エア・ライフル射撃場				

## 鳥取県営ライフル射撃場警備請負業務委託仕様書

- 1 警備対象物件  
鳥取県営ライフル射撃場
- 2 警備箇所  
管理棟
- 3 警備時間
  - (1) 開始  
監視センターにおいて警戒信号を受けたとき
  - (2) 終了  
監視センターにおいて警戒解除信号を受けたとき
- 4 警備方法
  - (1) 防犯関係……自動警報装置による(機械警備)  
対象室……室内……部屋全体の警戒可能機器  
扉、窓……扉、窓の開閉を感知可能機器
  - (2) 火災関係  
施設内の全ての火災感知器に回線を接続し、警戒可能な状態とすること。
- 5 任務
  - (1) 防犯関係
    - ア、侵入者等の潜伏、徘徊の発見処理
    - イ、警察署、ライフル射撃場責任者(緊急連絡者)への通報、連絡
  - (2) 火災関係
    - ア、消火活動
    - イ、消防署、ライフル射撃場責任者(緊急連絡者)への通報、連絡
  - (3) 警備実施事項の報告
- 6 警備期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。